

積雪寒冷地域における道路舗装の損傷に関する有識者会議

規 約（案）

第1条 名称

本会は、「積雪寒冷地域における道路舗装の損傷に関する有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

第2条 目的

本会議は、積雪寒冷地域において、融雪期を中心に局所的な舗装損傷が多数発生していることから、気象条件等が舗装損傷に与える影響を解明することを目的とする。

第3条 検討内容

会議において主に検討する内容は次のとおりとする。

- ・積雪寒冷地域特有の要因が舗装損傷に与える影響とそのメカニズム

第4条 組織

1. 会議の有識者及び実務委員は別紙のとおりとする。
2. 会議に座長を置く。
3. 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
4. 座長は会議を総括する。

第5条 事務局

事務局は、国土交通省道路局環境安全・防災課道路防災対策室、国土技術政策総合研究所道路構造研究部道路基盤研究室、土木研究所道路技術研究グループ（舗装）、寒地土木研究所寒地道路保全チームに置く。

第6条 委員等以外の者の出席

座長が必要と認めるときは、実務委員以外の者に対し、オブザーバーとして参加を求めることができる。オブザーバーは、会議において、必要に応じて、意見を述べ又は説明を行うことができるものとする。

第7条 議事の公開

会議は、原則として冒頭のみ公開とし、資料及び議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

附 則

この規約は令和5年7月19日から有効とする。